

「産廃排出事業者認証制度」(仮称)の創設に向けたアンケート調査について(簡易集計の結果概要)

事業所の概要

1 業種別の回答状況

(簡易集計対象回答数 457件／2000件) 平成23年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出事業者から抽出

建設	製造	電気・ガス	運輸・通信	卸売	小売	飲食
82/296	98/338	8/50	22/106	24/90	36/346	6/84
金融	宿泊	医療	学校	サービス	その他	合計
16/118	7/16	53/144	12/54	78/286	15/72	457

2 多量排出事業者に該当したことがある事業所は約8%である。

3 多数の事業所(約67%)が環境管理に関する方針を定めている。

4 比較的多くの事業所が廃棄物管理の担当課(約44%)や担当者(約70%)を定めている。

排出状況等

1 分別保管されている産業廃棄物は、廃プラスチック類(約66%)、金属くず(約39%)、ガラス・陶磁器くず(約33%)、廃油(約31%)などとなっている。

2 分別保管されている特別管理産業廃棄物は、廃油(約18%)、感染性廃棄物(約16%)などとなっている。

3 分別保管されている資源物は、ダンボール(約65%)、缶(約58%)、びん(約50%)などとなっている。

4 排出頻度については、週1回以上の頻度で産業廃棄物を排出している事業所が約29%あり、週1回未満・月1回以上が約15%，月1回未満・年1回以上が約18%となっている。

5 処理業者の選定に際しては、「料金が安いこと」のほか、「法令遵守の意識が高い」、「マニフェストの集計など事務作業への協力」が重要視されている。

6 処理業者の情報収集については、「行政のホームページ等」(約38%)、「各業者のホームページ」(約33%)、「同業他社や近隣事業者」(約30%)から情報を得ている事業者が多い。

適正処理・法令遵守の取組

1 適正処理・法令遵守のために参考とする手引書等は、「京都市作成のパンフレット」(約48%)、「国や他の自治体作成のパンフレット」(約28%)、「本社や業界団体が作成したマニュアル等」(約28%)となっている。

2 産業廃棄物の保管場所に法令に基づく掲示板を設置している事業所は約60%である。

3 処理業者との委託契約を締結する際に、許可証を確認している事業所は約85%である。

4 マニフェストの記入を自社でしているとした事業所が約41%であるのに対し、収集運搬業者とした事業所が約48%となっている。

5 電子マニフェストの導入をしている事業所は約10%である。

6 委託先の処理施設を見学したことのある事業所は約38%である。

7 排出した産業廃棄物の処理工程を把握している事業所は約59%である。

8 委託後の処理過程で生じた環境への悪影響を修復するためのコスト負担について、責任があると答えた事業所(約39%)が責任はないと答えた事業所(約35%)を若干上回った。

減量・再資源化の取組

1 減量・再資源化のために参考とする手引書等は、「京都市作成のパンフレット」(約43%)、「国や他の自治体作成のパンフレット」(約25%)、「本社や業界団体が作成したマニュアル等」(約22%)となっている。

2 多くの事業所が取り組んでいる減量・再資源化のための取組は、「資源化できるものの分別保管場所を社内に整備」(約68%)、「専門部署や管理責任者を設置」(約51%)、「納入業者等に資源化できるものを持ち帰ってもらう」(約50%)、「分別や発生抑制等にポスターや注意書きを社内に掲示」(約49%)、「減量・再資源化に積極的な廃棄物処理業者を選ぶ」(約47%)などがある。

3 CSR報告書や環境報告書を用いて廃棄物の減量・再資源化について公表している事業所は約28%(予定がある者を含む)である。

4 減量・再資源化に対する意識について、コストをかけてでも取り組む責任があるとした事業所が約23%であるのに対し、利益に影響のない範囲で取り組む責任があると答えた事業所が約58%となっている。

環境マネジメントシステム等

1 約31%の事業所がISO14001の認証取得をしている。

2 約14%の事業所がKES又はエコアクション21等の認証取得をしている。

認証制度の創設に対する意識、施策に対する意見

1 認証制度に強く求めることや期待することとして、「減量・再資源化により処理コストが減ること」(約28%)、「地域住民に安心感を得てもらえること」(約23%)、「取得事業所が優遇を受けられること」(約21%)、「従業員の環境に対する意識が上がること」(約20%)などがある。

2 現段階で認証取得の意思があるとした事業所が約14%あったが、大半は「制度の内容による」(約71%)としている。

3 認証取得に伴う金銭的負担については、「負担できない」(約40%)、「毎年1万円程度」(約27%)、「毎年5万円」(約7%)であった。

4 認証取得に伴う労力的負担については、「毎年1日程度」(約27%)、「負担できない」(約25%)、「毎年2~3日程度」(約21%)であった。

5 認証制度に対する批判的な意見としては、「制度(それにかかる労力)を増やさないでほしい。ISO14001があれば十分」、「ISO14001と内容が重複する認証制度を新設する意義があるのか」、「一般廃棄物でも認定制度が発足しており、いくつもの制度は不要」などがある。

6 減量・再資源化の更なる促進に必要な施策等については、「業種別の減量方法を示すマニュアルの配布」(約57%)、「廃棄物の減量・再資源化を行った事業所の処理料金が安くなる仕組づくり」(約43%)、「先進的な取組を行っている事業所の紹介」(約32%)、「資源化業者等の紹介窓口の充実」(約24%)などがある。